

関西労災職業病 No.42

関西労働者安全センター

1977. 10.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

●前線から (ニュース) /1~4

●第三回労働者鍼灸学習会を終えて

南大阪労働者診療所 佐藤 敏則 /5~6

●安全センター健診部から /6

●安全センター教宣出版部確立のために /7

●特別アピール

■ 第一回 “人民医療に学ぶ会” に多くの方々の参加を /8

●闘いの中から

■ 大阪府被災労働者同盟と共に生活と権利を闘いどろう /9~12

●ぶっとばせ改悪労災保険法 /13~16

●9月分会計報告 / (ウラ表紙)

前線から

大阪

リハビリ就労のたん

芝給打切り!

◎大阪府被服労働者同盟

Fさん曰く、運転手をしていて事故にあい、むち打ち症になつて治療を続けてい

ました。治療を続け、復旧の間に会社が倒産してしまつたので、社

業を始めた。ところが、その後8月に「商売はリハビリ就労の業種に入らなかり」といふことで突然就労の

を止められた。Fさん曰く、早急主治医の診断書をとリ寄せ、Fさんにはリハビリ就労さえもまだ困難だといふ事が、何

ていふ間に会社が倒産してしまつたので、社業を始めた。ところが、その後8月に「商売はリハビリ就労の業種に入らなかり」といふことで突然就労の

を止められた。Fさん曰く、早急主治医の診断書をとリ寄せ、Fさんにはリハビリ就労さえもまだ困難だといふ事が、何

を止められた。Fさん曰く、早急主治医の診断書をとリ寄せ、Fさんにはリハビリ就労さえもまだ困難だといふ事が、何

紹介パンフ

産業医大開校を

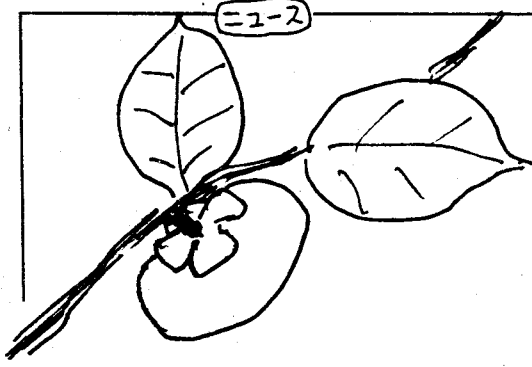
阻止するぞ!

産業医大開校阻止現地共闘

制作

九大労取研

カンパ 1000円



既報の様に、名古屋
 においても安全センタ
 ーを作ろうとする動き
 がはじまっている。ま
 だまだ労働
 者の結集が
 少ないとの
 医者・医学
 生が労災問
 題について
 経験不足とか、様々
 条件から考えてすぐ
 ま結成ということには
 ならない。が、ともか
 と闘う労働者・医師・

名古屋

**労働者・医師・医学生
 の交流会開かる**

労災・伝業病と闘う
 くも労働者と医者・医
 学生の交流を深めつつ、
 併行して具体的課題
 で闘っているようだと確認
 された。医学生の交流集
 会しかなかった。労働者側
 はトヨタ自工の労働者を
 中心に10名ほど、医師
 名ほどが参加した。双
 方から現在抱えている内
 題が報告され、交流を深
 めた。今後定期的に交
 流会を重ねていくこと
 を申し合わせた。

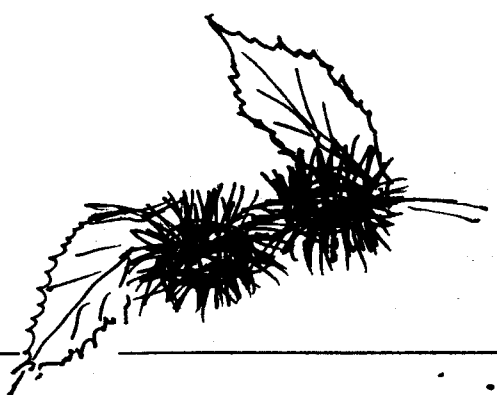
伊丹市立
 高校の史生
 に続いて
 て、今
 度は西
 宮西高
 校の生
 徒が、
 定時制高
 校の生
 生の労災
 問題と
 取りあ

西宮

伊丹市立
 高校の史生
 げた。
 去る10月22日、体育
 講壇には安全センタ
 事務局が招かれ、河
 合が、
 職業病
 とはど
 うにか
 んなも
 のか、
 また職
 業病にかかった場合
 どう対処するかなどを話
 した。

**西宮西高校で
 労災伝業病の講演会**

祭の前夜祭として、講
 壇と映画の夕べが南か
 した。



2

大阪

無産者診療所を支えた 看護婦々と交流

去る10月15日、戦前から岩井先生と共に無産者診療所を官憲の弾圧に屈せず、守り抜いてこられた、看護婦の小倉依子さんが南大阪労働者診療所を訪ねてこられた。診療所職員と労働研有志が、小倉さんと囲んで、無産者診療所の生き生きとした活動内容や、岩井先生の私心のない誠実で革命的な医療活動について、貴重な経験を聞くことができた。この中で、いかに無産者診療所が地域の労働者や農民として、かりと結びついてきたか、診療所職員がいかに使命感に

基づき献身的に活動したか等、現在の診療所活動にとつて、実に貴重な教訓を学ぶことができた。特に感銘を受けたのは、小倉さんが無産者診療所で過ごした看護時代こそ最も充実した時代のよい生活だった、というところを誇りをもつて話されたことである。

この様な無産者診療所活動の思想をひきついで、現在の診療所活動の主体的な方針を導

き出すためには、一層深く小倉さんを始めとした多くの方々の経験に学ぶと共に、戦後の民医連運動の総括作業を進めることも重要であり、そのためにも今後、ひき続き学習会や交流会を計画していく必要がある。

京都

京都労基局、ようやく 休廃止鉦山労働者のマニカン 中毒実態調査結果を発表

京都労基局はようやく9月30日になって、昨年11月に実施した丹波地方における休廃止鉦山労働者のマニカン中毒実態調査の結果を発表した。こいにするところ、マニ

カン中毒と断定できた人約5人で日吉町地区に集中していた。他に疑いの濃いワ名があつたという。

じん肺症は管理4(労災認定)の26人を確認している。

戦後、労基法によつてマニカンとその鉦物を扱う労働者に対する健康診断がなされてきたが、受診者、有所見者数とも極めて少なく、国際的症例も一〇〇例に満たない希少さであった。

従つて、中毒発症は取扱い後3年以内としていたが、今回の調査では20年を経て発症していたり、病状の年数

労働者針灸学会を終えて

南大阪労働者診療所 佐藤 敏則

10月10日 本三期労働者針灸学会が行われ、49名が出席しました。

この学会は本年三月から八月にわたって行われ、(1)取場の運動交流、(2)中国医学と鍼足の匠者の思想に学ぶ、(3)取場での実践に役立つ針の技術を習得する、という三本の柱を目標に、近畿沿岸南支那安全委員会と関西労働者安全センターの協力をもち、労働者自身の手で運動療法の取場からの参加が得られました。

はじめのうちには、この間も自分の腕に刺していた人も、練習が進むにつれて他の参加者にも刺しつ刺されつとの交流が拡がり、又、お互いの取場の状況が

と、ついても言葉に話し合えるようになり、取場が広がって来ました。実際に針を打つまでは、まさか自分が針を打つとは夢にも思わなかった人も、意外に簡単に打て、又効果もあることがわかり、取場の同僚がうも「おい針してくれや」と言われるようになり、取場での理解も高まりました。

又、戦前の労働運動の経験者からの報告もあり、熱心に討論が交わりました。

仕事の中の針 会社に認めさせよう

中でも大きな成果は、ある参加者の取場で仕事の中に同僚にハ

リをしていたところ、取場には仕事にやるな」と言われたが彼は、この腰痛は仕事によって起ったものだから仕事の中に針をするのが当然だと主張し、何回かの交渉の結果、仕事の中に公然と針をする権利を勝ちとったことです。彼は学会の三つの柱を結合して、仕事によって起った痛みを、取場の実情を最もよく知っている者が、これに最も適した技術によって治療しながら、取場の環境や労働条件について仲間と話し合うという状況を作つてきました。

針で近所の労働者と 組合づくりの話

又別の参加者は同じアパートに住んでいる他の会社の労働者に針をしながら話をしているうちに、その労働者の会社には労働組合がないため労働条件が非常に悪いという話を聞き、彼ら自分達の取場で組合作りをした経験を話し、労働者の

生活と健康は自分達の組合で守る以外に方法はないというところをその労働者と話し合うことができました。

今回の学習会は非常に多くの

取場からの参加者があり、そのため全く遠く取場の人も経験を交流することができたということですが、この経験を生かして今回の学習会に参加された方も

都合で参加できなかった方々とともに、更に学習会を発展させ自分達の健康は自分で守るという運動を拓けていきたいと思ひます。

安全センター健康部から

150名が学習会参加

全通西支部で

全通大阪西支部では、取場労働者の健康調査アンケートの活動を行った。この中で支部の仲間は、何回かの取場集会をもち、腰痛・頸腕についての学習会を、労働研の足達医師をよんで行った。アンケートを取る段階では、学習会への参加もそう多くないだろうと思われていたが、アンケートの集計及びその結果を個人報告の形で返したところ、

10名中150名近くの労働者がこの学習会に参加したのである。また足達医師の報告が終るや、転業病についての悩みをもった労働者の質問が相次ぎ、皆ぞれぞれが自分の健康について高い関心をもっていることが確認された。

「安全センター」のアンケート調査活動で、ここまですべてもらえるとは思わなかったと支部執行部の労働者は語っていたが、これは安全センターが健康部を組織して行った活動の大きな成果である。

西支部では今回のアンケート

結果に基づいて、労働研の医師がループの参加で三回の健康相談日を設けたが、回を重ねるごとに労働者の関心も高まりをみせアンケートと健康相談日を併せて行くことの重要性が教訓化された。またアンケート調査結果については、全体報告と併せて個人報告を行うという方向も確認された。

反省をくり返し

体制の強化

現在、健康部活動は、全港鴻大角分会、全通大阪西支部の健康部を行って行く中で、反省をくり返しながらその体制を強化しつつある。

安全センター教育出版部

確立のために

誌等の形でもとめるべきところのものをも一部の例外を除いて放置してきたというのが実状ではなかつただろうか。

斗争の

総括と理論化を

政治経済状況が命と健康を中る斗いにとつても極めてきびしくなつてきている現在、我々は今まで以上に着実で慎重な前進をかりとらねばならなくなつてきている。斗いの一つ一つの総括と斗いの理論化は今まで以上に重要な問題となつてきている。

多くの方々の御協力を

このような考えに基いて、安全センターの教宣出版部の活動を本格化して行く準備を現在少しずつ行つていきます。多くの方々の御理解と御助力を重ねてお願いいたします。

（月号号、4月号）の主張において、安全センター機関誌を各地の労働斗争、命と健康を守る斗いの交流紙として発展させていくことについて述べた。これは従来の機関誌編集がセンター活動家が目に見、手に触れたことのみの変更から行われ、このことの限界が明らかになつてきたことの反省であつた。もつと広派な人々の創意と工夫に満ちた斗いとその教訓が安全センターの斗いとして位置付けられねばならないという総括でもあつた。

個別斗争の成果を

全体へ返す努力を

安全センター設立以来、我々

は数え切れぬほどの数の労働斗争、職場改善斗争を闘い、また、各地の労基署や基高など労働行政との斗いを続けてきた。そしてその中には、労働者組合、被災者をはじめ、医師等の医療従事者、良心的な専門家諸氏などの膨大なエネルギーが注ぎ込まれてきたのである。しかし我々はそれら一つ一つの個別の斗いを全ての労働者及び専門家諸氏の成果と教訓として位置付け、返して行くための努力を果してこねだけ行ったのかといふ反省がある。活動の多忙を理由として、機関誌作成は極めて場当りのものとなり、労災認定基準についての医師の意見書、論文、労働組合の被災者救済のための意見書、個別斗争の成果と教訓など、パンフレット、且

特別 アピール

★一回”人民医療に学ぶ会”

に多くのの方々の参加を

先日、松浦診療所に於て、戦前戦後を岩井先生達と共に闘った看護婦さん達を囲んで小さな集まりがあった。彼女達は非常に静かに、あふれる様に日常診療の細々した話題を語り、その小柄な体から発散する熱気は、人民医療の思想を身体で知っている事を感じさせ、まだまだ連絡のつかぬまま各地に散っておられる人々と、より多く接する機会をもつことの必要性を切実に感じた。

過去の思想・体験を再検討しよう

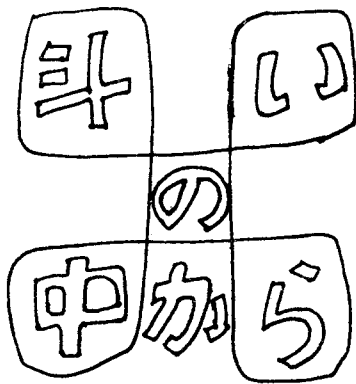
不況の進む中、地域の斗いも内外の問題が山積し、その中で安全斗争も方針の変換を迫られている。大学に於いても大多数

の無関心層の中で、いかに斗争を構築し、みずからを鍛え、大きく階級的視点から卒後の方針を定め、一貫して”人民医療”の思想を実践し、にない切るか、労働者階級に依拠するとはどういふことなのか、それらをもう一度原点に帰り、じっくり検討し直す時期に来ているのではないかと痛感する。日本の階級斗争の歴史は不幸にも、大きく三つに隔断されてきた。それは、その思想・体験が不十分な形での伝わり、ていまい事を意味している。戦前戦後の医療運動の思想、六全協の思想的意味、全共闘運動の総括、これららの課題を多角的に見つめる中で、請負主義批判と技術主義の問題を、今後いかに弁証法的にのりこえていくか、この問題をさけて、科

学者技術者の運動を云々するとは不可能である。これに答えるのは、具体的実践の蓄積以外にはない。ただ、まだまだ私達が本当には知っていない日本の過去の階級斗争が経て来た様々の経験が陰陽あざないながら大きな示さを与えてくれる事は確かである。

今回、岩井会の堀口氏と、岩井先生のもとで看護婦をしてもらった小倉さん、笑ごろ健診部で健診が実施された全港湾太扇分会、全逸大阪西支部の執行部の方々、腰痛症”モテーマ”に協力をお願いしている。医師・医学生の皆さん、共に見、共に聞き、語りあいまし、う。沢山の方の参加を！！

●とき 11月23日(水) 1時
●ところ 松浦診療所
★一回”人民医療に学ぶ会”
今後定期的に開く予定です。
テーマ詳細はセンターまでどうぞ



被災労働者は団結し 大阪府被災労働者同盟 と共に 生活と権利を闘い取ろう

大阪府被災労働者同盟執行部

我々は団結するので
あつて分裂するのではない

昨年10月に大阪府被災労働者同盟は出口静雄会長を中心に結成された。この会の結成にあたって、出口会長は我々に対して同盟結成の意味について次のように話された。「我々は自分の権利を守り、自分の生活を守るために団結しようとしている。その基本になる考え方はこうである。すなわち、自分が良くなるうと思つたらみんなが良くなる事である。この事を忘れて我々の団結はない。従つて我々の権利と生活は守れない。」我々被災労働者同盟は終始一貫してこの思想を忘れてはならない。この思想が被災労働者同盟の基本である。

我々の団結はどの様にして生まれたか？
我々は会社にケガさせられ、病気にされた。我々は生活のために

め、食うために働かざるをえない立場にある労働者である。従つて我々が好むと好まざるにかかわらず、ケガをさせられ、病気にさせられるわけである。しかも、今日まで労働者は泣きぬいりをし続けてきた。この弱者自らが強者になるために労働者は団結するわけである。

大阪府被災労働者同盟は、この団結の思想を鍛えつづけ、昨年から今日まで七十数名の仲間を得てきた。今後とも多く仲間が団結していくために、同盟全体へ団結の思想を拡げよう。我々の団結の思想は「一人の被災者の問題を全同盟員が自分の事のように考えたし所から出發した。」

我々は今までどんな小さな事でも同盟全体で解決してきた。すべて一人一人の被災認定も同盟は全体で意志一致し、闘い、全部闘い取つてきました。みんなが労基署へ行き、団体交渉を行い、一つ一つ闘い取つてきたのである。

白木さんは今から十数年前に京都府園部のマンカン鉱山で働いていてマンカン中毒に被災した労働者で、労働行政の不十分な監督指導による被害者である。直接加害者である企業主も白木さんの補償を一円もしなかった。白木さんは同盟に加入し、同じ被災者と共に闘う事にした。同盟は大阪から二時間以上もかかる京都府園部労働基準監督署へ出かけ、闘いを続け、また京都労働基局との斗争も続け、ついに労災認定を争い取ったのである。こうした闘いの姿はすべての認定・補償斗争に共通するものである。

「みんなは一人のために、一人はみんなのために」という同盟機関誌「あゆみ」のスローガ

一人のスローガンより皆の力で同盟の運動を盛りあげよう

被災労働者同盟は、一人一人がケガや病気をもち、た労働者によって構成されている。自づと

ンにもあるように、一人の被災者の苦しみは全同盟員の向題である。従って、一人の労働者の補償や権利を守るために、全同盟員は協力し、共に闘うわけである。また一人一人の同盟員は、同盟全体を強化する事によって自分の権利と生活を守る事ができるため、一人一人の個人的なエゴや利己心で同盟全体を不利にするのでなく、みんなと共に自分もよくはろうとする考えをもつ事だということである。

我々は団結のみをのぞむ。我々は小さく自分を主張する分裂をのぞまない。我々は「みんなと共に良くなる」ための団結を大切にして、被災労働者同盟に結集している。

一人一人の行動力は限られたものになつていく。そこで出てくる考へ方はこうだ。「私はAさんの様に

元気がないし、交渉にも出られない」という事だ。それによつてこの患者さんの「みんな静かに家で休んだ方がよい」という考へのためみんなが「ニニが痛い、あそこが痛い」と主張している。結局同盟としての運動は何もできない。もともとこの同盟は「ニニが痛い、あそこが痛い」という人のみが集り団結している組織である事を忘れてしまっている。自分の事だけを考へずぎっているのではなからうか。だから「私よりAさんが元気そうだし、役員はAさんになつてもらおう」とか「今度の交渉は元気な人で、行つたら良い」という考へがでてくるのだ。

こうした考へ方ではみんなが団結する事はできない。同じ仲間同志でいびあう結果になつてしまい、組織の中ではトラブルが絶えないだろう。

すでに同盟でも今まで色々なトラブルが起つた。自分の問題なのに会長にまかせきりになつて、「もう同盟に相談したし、

同盟でやってくれるから安心したしとばかりに、自分の問題を自分の力で解決する事を忘れてしまふ人や、自分の問題が解決したらへ労災補償・企業補償を取ったらもう同盟の事は忘れてしまひ、あとは他の人の認定斗争にも協力しないし、自分の事だけを考へる人があつた。集會に参加せず、ただ同盟にはお願いするだけという人もあつた。こうした人々に対して、同盟からやめさせろしという意見も出された。

同盟が強くなるためにはみんなの力が要だ。みんなが自分の力を出してこそ同盟は強くなる。当然、同盟員の中にはよく働ける人、あまり働けない人とそれ以外の個人差がある。一人で十の力を持った人、二十の力をもちた人、一ツカしかもってない人とそれ以外である。皆が同じように努力するといふ事は同じ量の時間同じくらい仕事をする事ではない。みんなが自分の力量にそれを小含めせてべ

ストをつくる事である。十の力の人は十の力を出し、一の力の人は一のカモ出すといふことである。そしてお互いにベストをつくしていきつゝという事を評価しあふことである。

一人一人がでできる事からまづ参加を

同盟の中には仕事についている人もある。仕事を休んで治療をつづけている人もある。遠く部長の小田さんは仕事についているので、昼間はほかの同盟の仲間と共に行政斗争に参加する事はできない。しかし、仕事を終えて帰宅した後、自分の家の近所へビラを出入り、オグを続けていく。これも一日三分間の被災労働者同盟の仕事である。

またセのオとすぎた土井さんは今まで労基斗争へは積極的に参加しませんでした。傷病年金攻撃に對する反撃のビラまき行動には非常に積極的で、病院へのビラまき、労基でのビラまきと活躍しま

した。土井さんの言うには「労基斗争はむずかしいから、たのびでもしろくなくかた。しかし、ビラまきならできる」と。

もし仮りに一人の有能なスパーマンがいるとしたら、この人は一日二十四時間ビラまきができるとする。小田さんは三分しかできないのだからこのスパーマンの四分の一の力しかないわけである。しかし、この小田さんが百人集つてビラをまけば、このスパーマンの二倍の力になる。事実、六月になつて同盟はみんなの力で連続十四日間の斗争を続ける事ができたし、また八月には一週間の間に三〇〇枚のステッカーはりや一万数千枚のビラまきを行う事ができたのは、同盟員全員が一致団結したからだ。

みんなの団結がスパーマンをのりこえる

一人のスパーマンがいるよりも百人の仲間が団結している

方が本當に強い
被災労働者同盟には一人もス
パーマンはいないし、また出
てきようがない。みんなが「こ
こが痛い、あそこが痛い」とい
うハンディキャップをもった人
ばかりの団体だ。従つて、同盟
の斗いはみんなが力を出しあつ
て団結する事によつてしか進ま
ない。

そのためには、みんなが自分
のもつてゐる力を出しあひなけ
ればならぬし、一人一人がベ
ストをつくしてやつた事をその
結果や成果もしくは成功したか
失敗したかによつて評価するの
でなく、その人がどれだけ熱心
にやつたか、その人の積極性が
どのほど高められたかによつて
評価しあひなけねばならない。
我々同盟は、小田さんを正しく
評価してこそ小田さんと同じよ
うに奮闘している人々を同盟
へ団結させる事ができるし、また
土井さんを正しく評価する事によ
つて七のオをこえた人の活動
の可能性を広げ、こうした人々

が同盟へ団結できる事を証明する
事ができる。同盟はそれ以外の
人々の積極性を發揮させ、それを
他の人の活動の可能性を共に發見し
多くの中間の団結の可能性を広げ

われわれの団結は斗いの中から生まれる

我々の中に不団結の状態が生じ
るのは、我々の中で「一休敵」はだ
れか、味方は「れいか」といふ事が
明らかになつていぬからである。
不団結とはお互いの違いを主張し
あつてゐる事であり、団結とはお
互いの一致点を認めあつてゐる事
である。まず我々の一致点とは何
か、それは我々はみんな被災労働
者であり、生活と健康を奪われ
てゐるといふ事である。この社会で
は被災労働者は生活を奪われ、こ
こになつてゐる。我々は従つて、
自分達の生活と健康を奪ひ取るう
とするものから守るために団結し
てゐるわけである。

そのためには、一人のスーパ
ーマンの出現を期待するのでな
く、そこにゐるノロマな友人と
共に歩む事からはじめよう。
を起さぬ事しという立場に
お互いが立つ時おのずと団結は
強化される。何故なら資本家や
権力は絶対に我々と同じ立場に
立てないからである。我々の立
場に敵対するものが誰か、我々
の立場に共感するものは誰か、
それを本當に知つてこそ団結は
生み出される。そして、それを
学ぶには斗う事である。自分の
生活・健康を守るために、我々
の権利を奪う者と斗う事である。
敵と斗いはじめれば味方を知る。
立場の違いを理解してはじめて
共通した立場の者同々が理解を
深めあえる。我々の中に不団結
が生じた時は「敵との斗いが
不十分」と判断しよう。斗いこ
そが団結の思想を教えてくれる。

☆と☆は☆ 改悪労働保険法

傷病補償年金への切替も全国的にはほぼその作業を終えている現在、東京、大阪では被災者を中心にした粘り強い闘いが続けられている。今年の初めまでの法施行前のような激しい闘いは一段落したが、これからの闘い

は、法改悪に矛盾がある以上闘いの火は消えないことを示している。東京における症状照会撤回の闘い、大阪における被災労働者同盟、労働保険法改悪糾弾実行委の対大阪労基局連続闘争などを中心にその報告をします。

大阪

のべ百人の参加で 10日間連続闘争

条件を拒否し、これにかわって個別被災者の年金移行の問題に關し

9月27日、労働保険法改悪糾

弾実行委は全体会議を開き、そ

れ以前の9月22日大阪労基局が提案してきた制限に満ちた交渉

を連続交渉を行うことを決定した。

連続交渉は10月3日から開始された。被災者を中心として一

日を午前と午後の二班に分け、それぞれが五名、十名のグループを編成し、毎日毎日、午前午後と大阪労基局を責め上げた。連続交渉は中三日を除いて十日間行われ、この闘いには被災者をはじめ、労組員など約(のべ)百名が参加した。

当初労基局は「症状照会」を挿入しなれば個別問題といえども話し合えないと高姿勢を示していたが、被災者の創意と工夫に満ちた戦術(自己意見書、医師意見書、通院証明等を組み合せて交渉の糸口をつかむなど)と気迫の前に交渉を拒みえず、問題となつたほとんどの被災者に対して「年金移行しない」旨の判断及び推定を行ったのである。

薬品中毒症も

年金にならない

連続交渉の中にAさんという農薬(ホストキシン)中毒症の

被災者の向躰があつたが、医師の「原形復帰までには相当長期間かかるが、軽作業にはそれよりは早期につける可能性あり」という意見書と本人の年金になつては解雇されるので困るといふ強い主張の結果、局側は「年金にしない」との判断を行うに至つた。これは大阪労基局が頸肩腕・ムチ打ち・腰痛のいわゆる三症に対する法の弾力運用を更に一歩前進させたものとして重視すべきものである。

入院不要なら

年金該当せず

三症で見解示す

前述したように、大阪労基局は現在、国会における政府答弁を一応の根拠として、三症（頸肩腕・ムチ打ち・腰痛）については、被災後一年半経過したあと六か月の状態で判断という労働省と、通達の枠を一歩前進

させ、「一般的に三症は年金としない」という見解を表明しているが、連続交渉の中での質向に答えて「三症の場合、医学的にみて入院の必要がある場合には

大阪南

造船労働者丁さんの（じん肺結核） 不当な年金移行に反対しよう

会社も年金決定を悪用

大阪南の造船労働者である丁さんはじん肺結核のために現在入院中であるが、既に二年を経過している。九月段階に症状照会を提出していたところ、本人及び労組の強い希望に反して傷病年金に一方的に切替られた。

会社はこの決定を悪用し、現在今年五月から九月までの休業補償の上積分約百万円の返済を丁さんに要求してきている。丁さんが組合の活動家であったことに加えて、造船不況の中で、会社が労働者の首切りを何とか進めようとしている矢先の年金秘

慎重な判断がいろいろ、不要の場合には一応年金対象外と考へている」という一つの具体的基準について明らかにした。

行決定であり、このままでいくと来年度で解雇制限の解除となるのである。

丁さん、組合とも現在反撃の闘いを始めているが、我々が当初から主張してきたように、じん肺結核のように「治るみこみのあるもの」及び「本人の意思に反した」年金決定がこのような状況を生み出しているのである。会社の悪どいやり口を封じこめる闘いと、年金移行のものもの不当性を今後闘っていくかねばならないだろう。

全体交渉の

予備交渉

大阪労基局が提案す

実行委の連続斗争に疲労の色を濃くした大阪労基局は、交渉後半になると「一つ一つ話し合うよりまとめてやっつけてはどうか」としきりにもちかけてきていたが、去る10月20日の個別問題へ腰痛のD氏での交渉の席上以前9月に出された一次案を大巾に譲歩する内容の全体的な交渉についての案を示すに至った。(いわゆる鈴木試案)それと同時に交渉の持ち方についての予備交渉を求めてきた。そして現在、実行委事務局との間で進められてゐる。

9月10日いきなり「退去命令」を出した局の高聲勢は、被災者の粘り強い闘いの継続によって少しづつではあるが後退してきているようである。

東京

11.8 東京労基局斗争に勝利しよう

症状照会拒否を継続

— 労災法改悪阻止実行委員会 —

東京で、「症状照会」拒否の闘いを一歩一歩進め、労基所交渉の中で届書を提出する必要のないことを認めさせ、督促状、再督促状の撤回を勝ち取ってきた。

また、慈恵医大山本さんの認定斗争においても大きく前進し、データラメな資料による給与金の強行業務外策動を完全に粉砕した。

さらには東京地評の支援を得て、来る11月8日には地評の総行動の一環として超反動的な東京労基局に対する抗争糾弾斗争を準備している。

10.15 飯田橋

労基署交渉

頸腕症で療養開始後1年半を至週した被災者2名(キーパンチヤー、1名休業中、1名リハビリ復帰)に対する「症状照会」を撤回させ、提出の必要のないことを認めさせた。労働課長は「石田労働大臣の国会答弁を十分尊重する。ケイワン等の年金協行は考えていない」と発言した。この後、2名に対し10月付で「通知書」へ痊愈篤板に該当しませんので届書を破棄して下さい」が送付された。

茨谷労基署も

通知書を送付

3%の交渉の確認にもとづき、頭部外傷で現在休業中の被労者に対し、同様の通知書を送付された。

局ハビリ中の ムチウチ症を 年金に移行!

最近中央労基署でムチウチの被労者を年金に移行した。ところが、その後、現在ハビリ中の事実が判明した。中央労基署は年金移行を取り消す為、局に相談に行ったところ局の千葉労務管理課長は「いったん認識したことは撤回できない。するならば本人が不服申し立てをせよ」と行政のミスと被労者側者の責任にしようといわぬのだ。

「慈恵斗争」

認定まで

あと二歩!

局は、向島労基署の業務外処分の根拠が二と二とくくつがえされ、二のままいくと業務上をふさざるをえない状況に追い込まれるや、二の間の確認を無視した形で給与金を強行し、10月上旬にも業務外処分決定といった策動を行ってきた。労働者側給与との連絡を密にし、東京地評への要請行動、全労働基連局支部との話し合い等によって、9月30日給与金当日の午前中に局の次長との交渉を決定させ、申請人の追加資料の鑑定書が提出された後、労働者側給与の意見を十分聞き決定するにことを約束させた。

10月14日には東浦大重田医師（局医）より「業務上」の鑑定書がふされた。認定獲得まであと一歩である。

来るべき11月8日の局斗争では、局の反動労働行政を徹底的に抗議糾弾して行く。
改悪労後法・症状悪化について
もあわせて追及して行くことにしている。

パンフ紹介

あばかれた 佳電のかくし労働

故高松登氏心筋硬塞労働認定斗争の記録

カンパ 100円 (発行) 関西労働者安全センター
住友電工労働者有志

9月分会計報告

収入

会費	236800
① 機関誌	100660
② カンパ	185751
③ パンプ	3700

計 526911

9月分収支	+29162
8月分の繰り越	218944
10月への繰り越	248106 //

支出

事務費	101794	④
機関誌	109800	⑤
活動費	57360	⑥
郵送費	8795	⑦
人件費	220000	⑧

計 497749

(註)

- ① 39.40号の広告代収入を含む
- ② 講師礼金としていただいた 36000 を含む
- ③ ハリハンプ、労災パンフ
- ④ ファックス月賦 2回分(40000) 8月分 払込
9月分電気 8. 9月分新聞代、9月分 部屋代・雑費
紙等事務用品(17000)
- ⑤ 39.40号印刷代
- ⑥ 出張交通費(名古屋2回、東京1回、徳島1回)
常任定期代、8月分電話代
- ⑦ 振替手数料 事務連絡郵送費
40号発送費の一部
- ⑧ 事務局員4名の8月分

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4